

事 務 連 絡
平成25年10月18日

各都道府県住民基本台帳担当課 様
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課

DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる措置」(以下、「支援措置」という。)については、住民基本台帳法をはじめ、関係省令及び通知等に基づき、各市区町村において対応いただいております。

具体的には、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下、「事務処理要領」という。)、住民基本台帳事務における支援措置申出書(平成24年9月26日総行住89号中別紙。以下、「申出書」という。)等により対応いただいておりますが、その中に「加害者」という記述があります。

この場合、特に申出書の「加害者」欄は、申出者が記載することとしており、その記載に当たっては、疎明資料等を求めることとしていません。したがって、保護命令決定を受けるなど、被害者と「加害者」の立場が明確である場合もありますが、申出者と「加害者欄に記載された者」の間の訴訟が係争中であり確定していない事例なども含まれています。

これは、措置の必要性を判断するために事実関係の確定等を待つこととした場合、その間に申出者の住所が探索されてしまう懸念もあることから、支援措置は、申出内容について、相談機関の意見なども聞きながら、必要性を判断するスキームとしているものです。

一般的には、「他人に危害や損害を加える人」という意味で、「被害者」の対義語として「加害者」という言葉が使われることがあります。支援措置においては、上記のとおりこれと全て一致するものではありませんので、窓口における「加害者欄に記載された者」等へ対応する場合や事務処理要領第6-10-1に基づき、庁内で必要な情報共有等を行う場合などご注意ください。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知くださるようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、あくまでも支援措置における「加害者」の考え方について周知するものであり、これまでの事務処理の手順、支援措置の必要性の判断を変更する旨の助言ではないことを念のため申し添えます。

※本様式は標準的な様式です。実際の申出の際は各市区町村の様式を使用してください。

表面

住民基本台帳事務における支援措置申出書

市区町村		受付	連絡
		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

〇〇〇〇〇〇長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日)	住所 (年 月 日)	連絡先	本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	住所 (年 月 日)	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース	
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他			
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)					
支援措置を求めるもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍		
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍			
併せて支援を求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
(添付書類がなかった場合)						
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。 2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 3 1、2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況: 平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)				年月日 担当 相手方 市区町村の確認	
	備考					

(注) ●太枠の中に記入してください。
●申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

男女共同参画局作成

「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」

2 証明書発行に関する留意点

(1) 何を証明しているのか

支援センターなどの相談機関が証明書を発行する目的は、配偶者からの暴力を受けた被害者の支援を行うためです。

ただ、支援センターなどの相談機関は、暴力の事実を認定する機関ではありませんので、発行する証明書は、あくまで「相談受理の事実」を証明しているものに過ぎず、暴力があったことを証明するものではありません。

つまり、支援センターが相談者から相談を受けたこと（配偶者からの暴力を主訴として「来所相談」を受けたこと、あるいは、配偶者からの暴力を主訴として「一時保護」したこと）の証明であり、暴力があった事実を認定したものではありません。

Q1 支援している被害者が申立てしていた保護命令が却下されてしまいました。これをもって、配偶者からの暴力はなかったと言えるのでしょうか。また、被害者が求めている証明書を発行してもいいですか？

A1 支援センターで支援の対象となる「暴力」とは、配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」であり、身体的暴力のみならず、いわゆる精神的暴力又は性的暴力も含まれます。これに対し、保護命令の対象となる「暴力」は、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」で、かつ、身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に限られます。したがって、支援センターで支援の対象とする「暴力」は、保護命令の対象となる暴力よりも範囲の広いものとなっており、保護命令の申立てが却下されたことをもって、配偶者からの暴力はなかったと判断するのは適当ではないと考えられます。

また、支援センター等相談機関は暴力の事実を認定する機関ではなく、証明書は配偶者からの暴力を主訴として「来所相談」、あるいは、「一時保護」した事実を証明しているものです（14ページを参照。）。

したがって、被害者が求めている証明内容に応じて、支援に必要な場合には発行するようにしてください。

議案第 41 号

和解及び損害賠償額の決定について

住民基本台帳事務における支援措置申出者の戸籍の附票誤交付に伴い発生した損害賠償に関し、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 7 月 22 日提出

里庄町長 加藤 泰久

1 和解及び損害賠償の相手方

住民基本台帳事務における支援措置申出者

2 和解の趣旨

- (1) 本町は、相手方に対し、損害賠償金として金 5,362,555 円を支払う。
- (2) 本町は、上記(1)の他、本件誤交付により相手方及びその家族の生命身体に対する危険が発生したときは、相手方の一時保護の求めに応じ、相手方及びその家族の一時避難場所の確保及び提供を行うとともに、一時避難前後の転居費用を支援する。
- (3) 本町及び相手方は、本件に関し、和解書に定めるもののほか何らの債権債務が存在しないことを確認する。

3 事案の概要

本事案は、住民基本台帳事務における支援措置申出者の現住所が記載された当該者に係る戸籍の附票を平成 31 年 1 月 30 日に加害者側の弁護士に交付したことにより、被害者である相手方に損害を与えたもの。

(提案理由)

住民基本台帳事務における支援措置申出者に係る戸籍附票を誤交付した件について、相手方と和解すること及び損害賠償の額を定めるため、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。